

別紙3 固形燃料の売買について

1. 事業者が市へ支払う額の算出方法

(1) 市への支払額の算出

市は本施設において製造した全ての固形燃料を大在水資源再生センター内で事業者
に有償で引き渡す。事業者は市からの固形燃料引渡し量に応じて、買取り単価を乗じた
額を市に支払うこと。

$$\begin{aligned} \text{市への支払額（円/年）} &= \text{固形燃料引渡し量（t/年）（実績値）} \\ &\quad \times \text{固形燃料1トン当たりの買取り単価（円/t）} \end{aligned}$$

(2) 支払方法

固形燃料購入代金は、各事業年度終了後 15 日以内に支払額を市に報告し、市が指定
する納期限までに市に支払うこと。

2. 固形燃料利用先への売却収入

事業者が固形燃料の利用先に固形燃料を売却することで得られた収入は、事業者の収入
とする。